

平成25年4月1日から「雇用保険被保険者離職証明書」の 離職理由欄(定年による離職部分)が変わります

従業員が離職した場合、本人が雇用保険の被保険者でなくなった日の翌日から10日以内に、事業主は、「雇用保険被保険者資格喪失届」と「雇用保険被保険者離職証明書」を管轄のハローワークに提出する必要があります。

平成25年4月1日に改正高年齢者雇用安定法が施行されるのに伴い、同日付けで「雇用保険被保険者離職証明書」※の「離職理由」(定年による離職部分)欄を、下記のとおり変更します。

※ 新様式には、右下に「25.04-新」またはそれ以降の年・月が印刷されています。

平成25年4月1日以降も、当面、改正前の旧様式(右下に「25.04」またはそれ以前の年・月が印刷されている様式)を使用できます。

旧様式の記入方法については、旧様式用(平成25年4月1日改正前様式用)リーフレットをご覧ください。

主な変更点

旧様式の「2. 定年、労働契約満了等によるもの」を、「2. 定年によるもの」と「3. 労働契約満了等によるもの」に分け、2の場合の選択項目を追加しました。

記入例

●60歳定年、65歳までの継続雇用制度あり ●本人は定年後も継続雇用を希望

就業規則に定める解雇又は退職事由に該当したため、継続雇用制度の対象とならず、定年による離職となった場合

事業主記入欄	離職理由
<input type="radio"/>	<p>2 定年によるもの</p> <p>..... 定年による離職(定年 60 歳)</p> <p>定年後の継続雇用 { <u>を希望していた</u> (以下のaからcまでのいずれか1つ選択してください) を希望していなかった</p> <p>a 就業規則に定める解雇事由又は退職事由(年齢に係るものを除く。以下同じ。)に該当したため(解雇事由又は退職事由と同一の事由として就業規則又は労使協定に定める「継続雇用しないことができる事由」に該当して離職した場合を含む。)</p> <p>b 平成25年3月31日以前に労使協定により定めた継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準に該当しなかったため</p> <p>c その他(具体的理由:)</p>

斜体部分が追加になりました。該当する項目を選択してください。

◆定年で離職した場合であって、本人が定年後の継続雇用を希望していなかった場合や、本人は定年後の継続雇用を希望していたが上記「離職理由」欄のaまたはbに該当する場合は、「雇用保険被保険者資格喪失届」の「5. 喪失原因」の欄には、「2」を記入してください。(「事業主の都合による離職以外の離職」になります)

◆定年後の継続雇用制度における契約期間満了で従業員が離職した場合の離職理由は、「3. 労働契約満了等によるもの」になります。記入例を裏面に掲載していますので、ご参照の上、適切な記入をお願いします。

